

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における 自立支援型配食サービスの指定について

平成 28 年 6 月開始予定の新しい総合事業における「自立支援型配食サービス」を実施するためには、「自立支援型配食サービス指定事業者」となる必要があります。

平成 28 年 5 月 31 日時点で介護保険特別給付指定事業者（生活援助型配食サービス）の指定を受けている事業所は、平成 28 年 6 月 1 日以降、自立支援型配食サービスの指定事業者とみなします。指定の期限は「生活援助型配食サービス」に準じます。

ただし、「自立支援型配食サービス」の指定を希望されない場合は、辞退できますので、その場合は、平成 28 年 5 月 31 日までに「自立支援型配食サービス辞退届」を提出することになります。

なお、今後「生活援助型配食サービス」の指定更新の際には、「自立支援型配食サービス」についても指定申請書の提出が必要ですので、ご注意ください。

【提出先及び提出期限等】

1 提出先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所地域ケア推進課地域支援係

2 提出方法

郵送

3 提出期限

①平成 28 年 3 月 31 日（消印有効）

※ 平成 28 年 3 月 31 日現在、「生活援助型配食サービスの指定事業者」であり、指定の更新時期が 6 月 1 日以降の事業所

②平成 28 年 5 月 31 日（消印有効）

※ 平成 28 年 4 月 1 日以降平成 28 年 5 月 31 日までの間に新規もしくは更新により「生活援助型配食サービス」の指定を受けた事業所

4 提出書類 自立支援型配食サービス辞退届